

東大和市緑の基本計画(改定)ー緑と水の都市ー 中間のまとめ 概要版(平成30年3月)

1. 緑の基本計画について

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

＜緑の基本計画が対象としている緑地＞

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

出典：都市緑地法運用指針（平成16年策定、平成29年改定）

2. 東大和市緑の基本計画について

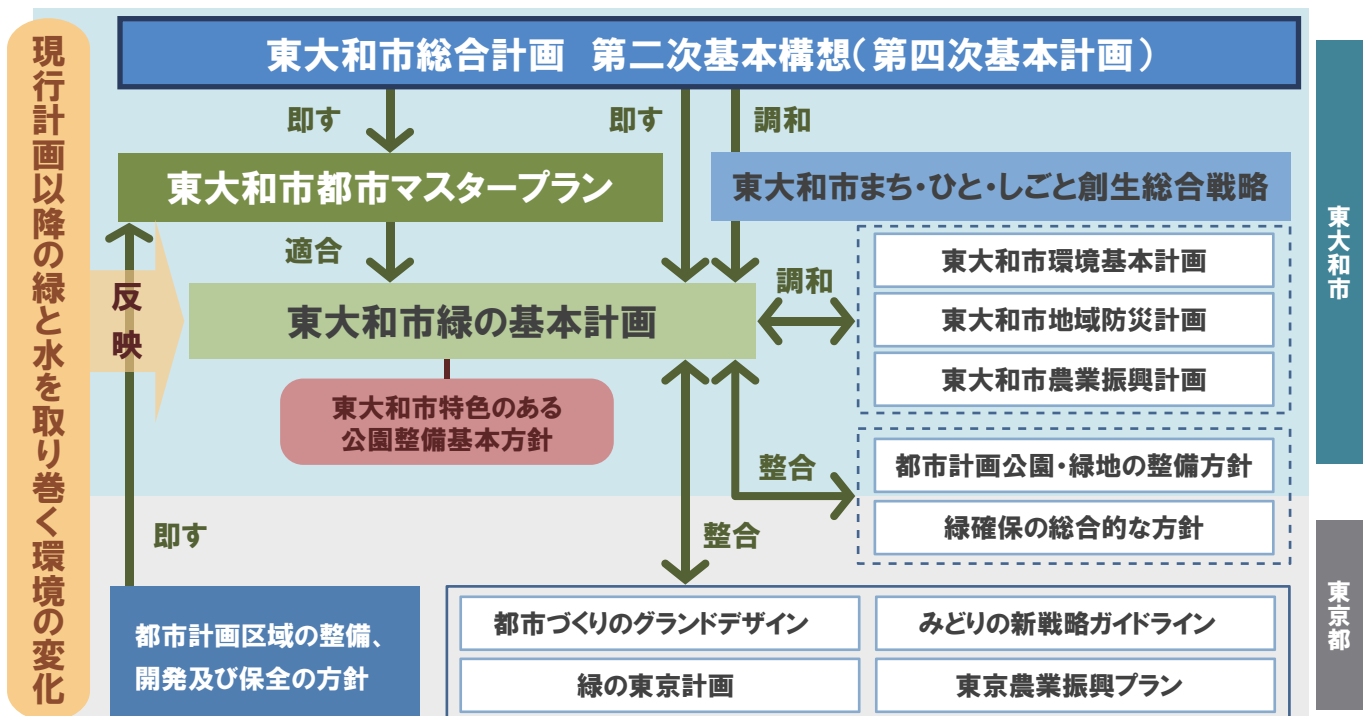
東大和市では、平成11年に、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境を創造していくために「東大和市緑の基本計画」を市民参加で策定しました。

東大和市緑の基本計画改定の主旨

- ①平成11年に策定した「東大和市緑の基本計画」の計画期間満了に伴う改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画(基本構想及び基本計画)」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定が必要です。
- ③策定から18年が経過し、東大和市の緑と水を取り巻く環境、市民ニーズ等の変化に対応した改定が必要です。
- ④上記の点に加えて、平成11年に策定した計画の施策進捗状況を踏まえて、基本方針の見直し、新たな目標の設定や具体的施策の見直しなどを行います。

計画の位置づけ

本計画は、「東大和市総合計画」に即し、また「東大和市都市マスタープラン」に適合させ、東京都の各上位計画や東大和市の各種関連計画と整合のとれた内容とします。



計画の目標年次

本計画の期間は、「東大和市都市マスタープラン」及び関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とし、平成40（2028）年度を目標年次とします。

ただし、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画が対象とする緑と水

本計画では、樹林地、草地、水辺（河川、用水路、湧水等）や農地、公園等の他、街路樹や住宅地内の緑（庭、屋上緑化等）、駅前の緑等を含んだものを総称して「緑と水」と呼びます。



3. 緑と水を取り巻く環境の変化

計画改定において踏まえるべき、平成11年の計画策定以降の東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化を整理します。

- 緑に関する諸制度の充実
- 地球温暖化・都市のヒートアイランド化の対策における緑への期待
- 生物多様性の確保に対する意識の高まり
- 防災まちづくりに対する意識の高まり
- 観光まちづくりの気運の高まり
- 人口減少社会への対応
- 公共施設の維持管理費の増大

まとめ

- 人口減少や公共施設の維持管理費の増大などへの対応が求められている中で、都市緑地法等の改正など、緑に関する諸制度の充実では、官民連携の促進の方向性が示されており、市民・企業・行政の協働の重要性が一層高まっています。
- 緑と水に求められる役割として、地球温暖化やヒートアイランド化の緩和、生物多様性の確保など環境保全への要請が高まっているほか、防災まちづくりや観光まちづくりへの貢献も求められています。

4. 東大和市の緑と水の現況

緑の確保目標量に対する確保状況

平成11年に策定した「東大和市緑の基本計画」で設定した公園緑地等の確保目標量に対する平成29年度現在の確保量は以下のとおりです。

	平成10年	平成29年	平成30年(目標年次)
公園緑地等の都市施設とする緑地*の確保目標量 (住民一人当たりの面積)	14.86㎡/人 (人口約77千人)	17.31㎡/人 (人口約85千人)	18.75㎡/人 (人口約81千人) ※未達成
緑地の確保目標量 (公園緑地等の都市施設とする緑地*、制度上安定した緑地**、社会通念上安定した緑地**の確保目標量)	528.40ha (都市計画区域面積1,354ha)	507.71ha (都市計画区域面積1,354ha)	534.32ha (都市計画区域面積1,354ha) ※未達成

※人口が計画策定時に予想された約81千人の場合でも17.98㎡/人で未達成

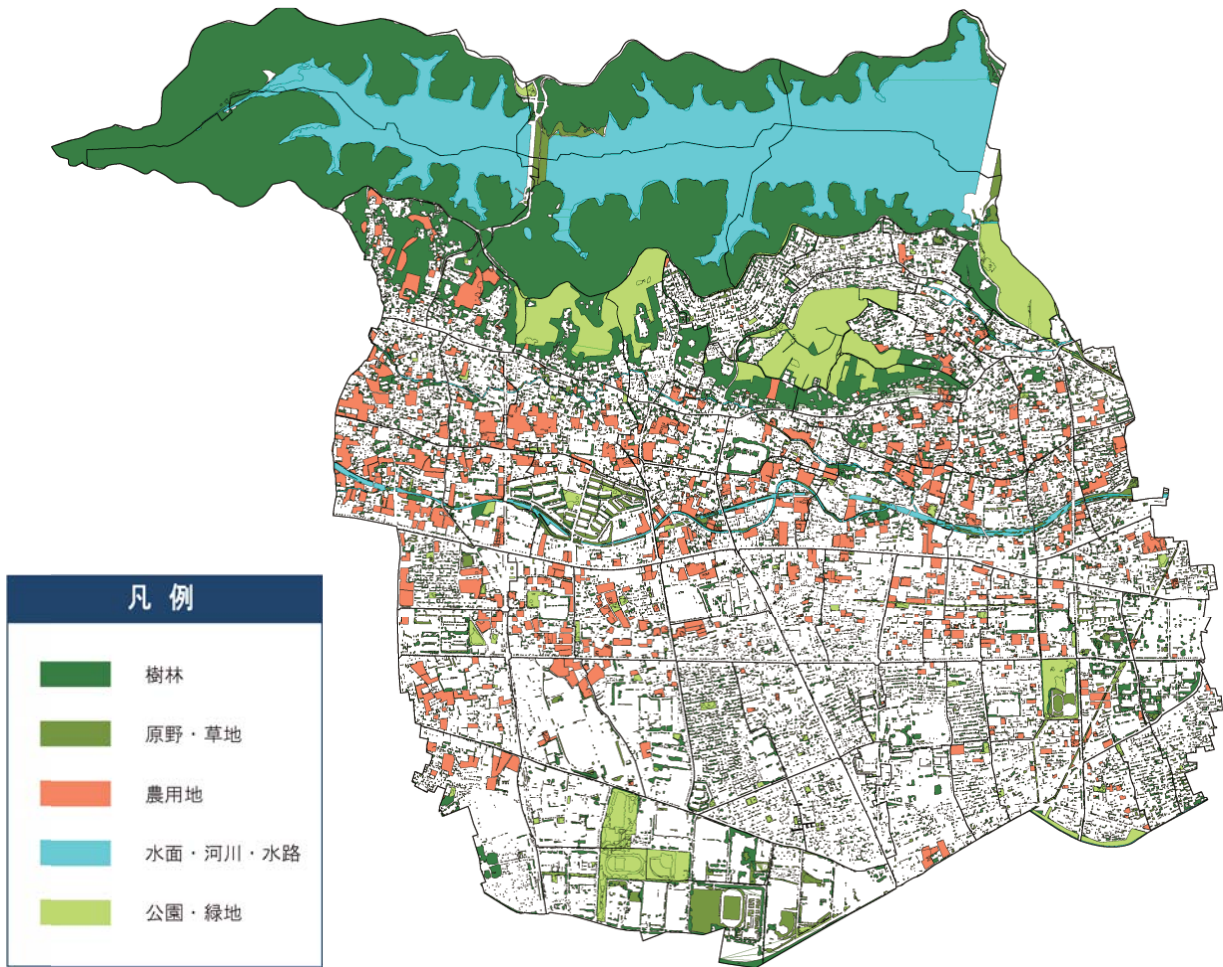
まとめ

- 公園緑地等の都市施設の緑地面積は、増加していますが、平成30年の目標量には達していません。
- 東大和市内全体の緑地面積は、減少しており、平成30年の目標量には達していません。
- 緑地の主な減少要因は、制度上安定した緑地である生産緑地地区等（農地）と、社会通念上安定した緑地である企業や大学等のグラウンド（原野・草地）の減少が影響しています。

※公園緑地等の都市施設とする緑地 … 都市計画法等で区域を定め公園緑地等の都市施設とする緑地のため、土地の永続性が担保された緑地
 ※制度上安定した緑地 … 生産緑地地区、風致地区、自然公園等の地区を指定して保全を図る緑地で、区域内での土地利用や樹木の伐採等に制限があるため、緑地としての永続性が一定程度担保されている緑地
 ※社会通念上安定した緑地 … 寺社境内地や企業グラウンドなどの社会通念に照らして一定の永続性が期待できる緑地

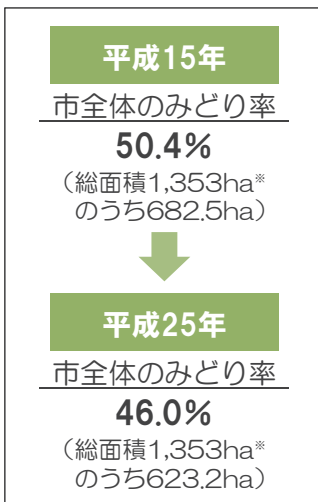
みどり率及びみどり域の状況

みどり率とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑、河川、水路等の面積が東大和市全体の面積に占める割合を示します。また、みどり域はそれら緑で覆われた区域の面積を示します。



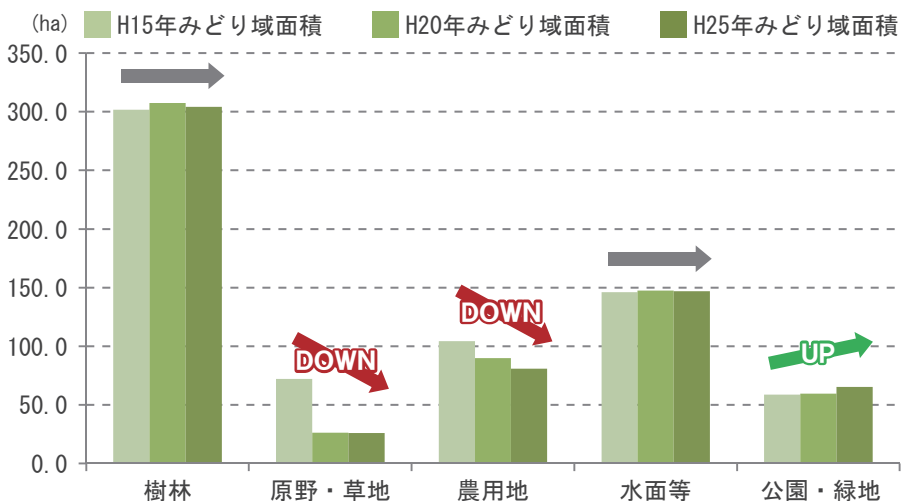
資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです

●みどり率の変化



※市域総面積はGISデータによるもので公称値とは異なります

●みどり域の構成別面積と推移



資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです

まとめ

- 公園・緑地は増加しています。ただし、都市計画決定したものの未整備の公園があり、既に公園区域の一部が宅地化されています。また、条例等によって民有地を公開していることも広場は、僅かに減少しています。
- 農地は大きく減少しています。また、市民農園も僅かに減少しています。
- 原野・草地は企業グラウンド等が宅地化されたことなどによって減少しています。

緑と水の資源

東大和市内は多様な緑と水の資源に恵まれ、街路樹や保存生垣等によって季節感や潤いをもたらしています。また、環境団体による保全活動も行われています。

●水資源



多摩湖



空堀川



野火止用水



湖畔ビオトープ

●街路樹・道路愛称



ハミングロード
(樹種：ハナミズキ)



保存生垣
(狭山四丁目)

●緑と水に関わる活動



「緑のボランティア」
活動風景



「空堀川の清掃」
活動風景

まとめ

- 市を代表する資源である多摩湖、市街地を横断する河川や野火止用水、前川の源流部にあたる二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど多様な水資源に恵まれています。
- 道路の街路樹が整備され、市街地にうるおいのある都市景観を創出しています。
- 市域全体の緑と水は、市北部の狭山丘陵及び多摩湖一帯に多く分布している状況にありますが、河川や道路等によるネットワークが徐々に構築されつつあります。
- 現在、条例等による保存樹木・保存生垣の指定の推奨をしていますが、補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえた指定の維持・推進策の検討が必要となります。
- 緑と水を守り、育む取組みとして、市民と協働した美化活動や環境団体による緑と水の保全活動が行われています。

5. 施策の取組み状況

平成11年策定の「東大和市緑の基本計画」では、4つの基本方針と6つのテーマ、施策の方針の下に、合計114件の具体的な取組みを位置づけています。全ての基本方針で、約7割の取組みを実施しており、一部は完了している取組みもあります。一方、約3割の取組みが未実施の状況です。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもる

- ・昔からの自然の骨格の継承
- ・暮らしと歴史に育まれた緑の保全・継承

1. 狭山丘陵の緑の保全・活用
2. 水辺の保全・活用
3. 農地の保全・活用
4. 樹林地の保全

具体的な取組み

38件

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

- ・市全体と地域の特性をいかした新しい緑の構造の創出
- ・これまでの緑の資源と新しい緑をつなぐ効果的なネットワークの創出

1. 公園緑地の体系的な配置
2. 市民ニーズに合った公園整備
3. 緑によるネットワークの形成

具体的な取組み

32件

基本方針3 緑あふれるまちをつくる

- ・緑によるまちの個性と彩りの創出

1. 公共空間の緑化
2. 民有地の緑化
3. 緑のリサイクル
4. 緑化推進重点地区

具体的な取組み

25件

基本方針4 市民・企業・行政の協働

- ・市民・企業・行政の有機的な連携による緑の保全・活用・創出

1. 緑化のしくみづくり
2. 緑化の支援体制づくり
3. 緑の普及・啓発

具体的な取組み

19件

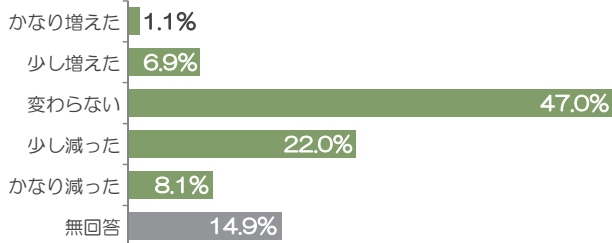
6. 緑と水に関する市民の意識やニーズ

東大和市の緑と水に関する市民の考え、市民の取組み状況や参加意向等を把握し、本計画に反映するため、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

問 東大和市の「緑の基本計画」を知っていますか。

「緑の基本計画」について、内容も含めてご存知の方は2.7%と認知度が低い状況にあります。

問 市内の緑の量について、ここ数年で変化していると感じていますか。



緑の量の変化について、「変わらない」と感じる方が多数を占めるものの、「少し減った」と「かなり減った」を合わせると全体の3割程度を占めます。

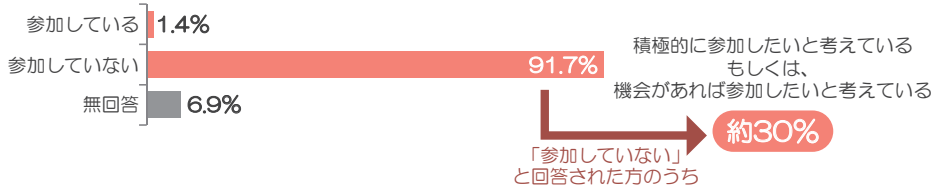
しかし、「少し増えた」と「かなり増えた」と感じる方も1割弱います。

問 緑と水の保全・活用や創出に関する市の取組みの今後の重要度について、どのようにお考えですか。

市の緑と水に関する取組みの中で、「とても重要と思う」と「重要と思う」との回答が多かった取組みは以下の通りです。

- 1位：「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」（90.9%）
- 2位：「特色ある公園の整備や老朽化した公園を再整備する取組み」（90.2%）
- 3位：「狭山丘陵の緑を適正に管理し、緑にふれあう場として活用する取組み」（89.7%）

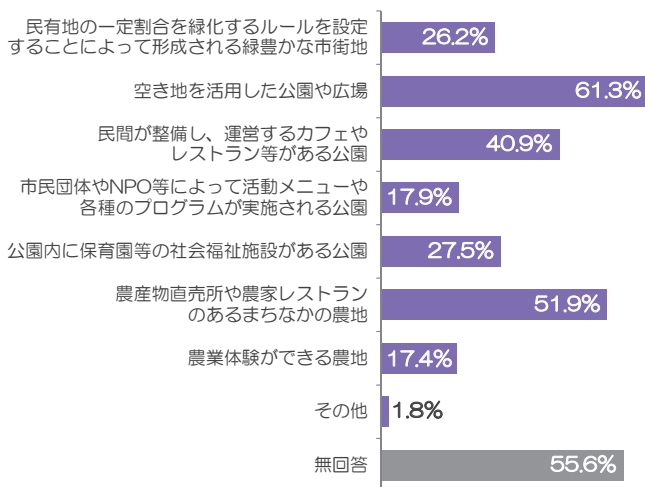
問 現在、緑と水に関するボランティア活動に参加されていますか。



現状では、緑と水に関するボランティア活動に、約9割の方が参加していない状況ですが、そのうち約3割の方が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しています。

問 今後、どのような緑と水の空間がつけられることが望ましいとお考えですか。

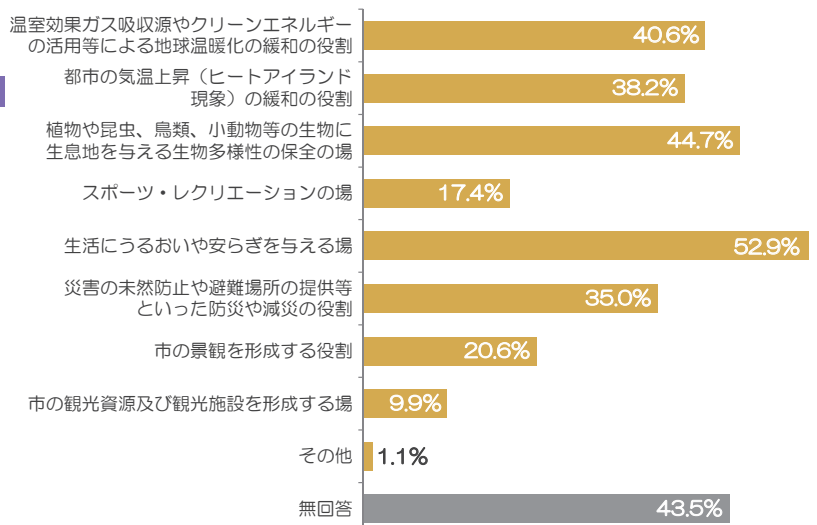
【複数回答（3つ以内）】



今後期待する緑と水の空間として、「空き地を活用した公園や広場」「農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地」「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園」と回答した方が多くなっています。

問 今後、緑と水にどのような役割を期待していますか。

【複数回答（3つ以内）】



今後期待する緑と水の役割として、「生活にうるおいや安らぎを与える場」「生物多様性保全の場」「地球温暖化の緩和の役割」「都市の気温上昇の緩和の役割」と回答した方が多くなっています。

また、「スポーツ・レクリエーションの場」と回答した方も若い世代を中心に一定程度います。

7. 緑と水の課題の整理

「緑と水を取り巻く環境の変化」、「東大和市の緑と水の現況」、「施策の取組み状況」、「緑と水に関する市民の意識やニーズ」からみた緑と水の課題を整理し、4つの基本方針別にまとめます。

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもる

「保全」に加えて「活用」の視点強化 / 「生物多様性」や「地球温暖化」への寄与

- ①狭山丘陵の資源の活用が重要であると考える市民が多くおり、狭山丘陵や多摩湖を、市を代表する資源として観光まちづくりなどへの活用に努める必要があります。
- ②狭山丘陵等の緑は、各種法規制によって保全されており、国・都・市の定める法規制を維持するとともに、都市緑地法等の改正によって創設された新たな保全制度等の活用について、効果を踏まえた検討が必要です。
- ③レクリエーション機能を強化する施設の整備が一部（親水河川化、野草園等の整備）進んでいないため、施設整備の重点化（絞り込み）による着実な整備が必要です。また、緑の質の向上が求められる一方、市民参加による樹林管理が進んでおり、自然環境調査等を含めた一層の推進が必要です。
- ④水辺の整備、水質浄化、ホタルの回復等の取組みは、市民の認知度や重要度も高いことから、水辺環境の保全・活用のさらなる取組みが必要です。
- ⑤農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地など、農地の活用を通じた保全が市民から求められており、市街地の貴重な緑地として、まちなかの農地の効果的な活用（農産物直売所、農家レストラン等）が必要です。
- ⑥条例で樹林地の保全等に対する支援制度を設けている一方で補助金を凍結しており、今後、財政状況を踏まえ、樹林地の保全に向けた支援策の検討が必要です。
- ⑦環境保全への社会的な要請が高まっているほか、市民の緑と水に期待する役割としても期待されており、生物多様性確保、地球温暖化緩和等に寄与する樹林地の保全・活用や資源循環が必要です。

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

「緑」に加えて「水」の視点強化 / 「官民連携」による「多様な緑」の創出

- ①特色ある公園整備や公園の再整備が重要と考える市民が多くおり、「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく特色ある公園整備の着実な推進や市民ニーズを踏まえた再整備や運営管理が必要です。
- ②都市公園・緑地の体系的な配置が進んでおらず、都市計画決定した公園でも未整備の公園があり、新規整備の難しい都市計画公園・緑地だけでなく、官民連携により民有地も含めた多様な緑の創出が必要です。
- ③計画で設定した確保目標は未達成であり、実現性等を考慮した緑の確保目標量やその他指標の設定が必要です。
- ④道路整備のほかに河川整備が着実に進められており、市北部の緑と水の拠点につながっていくような河川や用水も含めた「緑と水のネットワーク」の将来像の設定と実現に向けた取組みが必要です。
- ⑤緑と水の役割として防災まちづくりへの貢献が求められており、多様な緑を把握し、防災まちづくり等に活用する必要があります。

基本方針3 緑あふれるまちをつくる

「緑」に加えて「花」の視点強化 / 「緑化支援策」の整備 / 「原風景」の保全・継承

- ①公共施設の緑化は着実に進んでいる一方で、適正な維持管理を求める意見が多くあり、財政状況や市民ニーズを踏まえた公共施設の緑化が必要です。
- ②街路樹や公園施設の適正な維持管理を求める意見が多くあり、街路樹や公園の植栽、遊具などの公園施設の適正な維持管理が必要です。
- ③商店街や駐車場の緑が、量・質ともに不足・不満と感じている市民が多くおり、商店街や駐車場等の民有地の緑や花による緑化を促すような支援方策等の検討が必要です。
- ④緑と水に「生活にうるおいや安らぎを与える場」としての役割を求める市民が多くおり、日常生活においてうるおいや安らぎを提供する緑の創出と水辺空間の整備が必要です。
- ⑤緑と水に「子供たちに残したい原風景の形成・継承に寄与」する役割も求められており、原風景を形成する緑と水の保全・継承が必要です。
- ⑥特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組みの重要度は低いと考える市民が多い一方で、一部の制度活用に緑化推進重点地区等の指定が必要になることを踏まえた緑化推進重点地区指定の見直しが必要です。

基本方針4 市民・企業・行政の協働

「協働」の深化 / 「情報発信・PR」の強化

- ①協働による緑化等の取組みが進む一方で多くの市民はボランティアに参加しておらず、緑と水に関わる協働の取組みの一層の推進が必要です。
- ②新たなボランティアの育成が進んでおらず、「緑のボランティア」を中心とした緑と水に関わるボランティア組織の育成・支援が必要です。
- ③緑と水に関するボランティア活動に機会があれば参加したいと考えている市民が一定程度いることから、ボランティア活動等に関する情報発信の強化や活動組織のネットワーク形成が必要です。
- ④緑の基本計画をはじめ、市の緑と水の取組みに対する市民の認知度が非常に低い状況にあり、緑と水の取組みに関する情報発信・PRの強化や普及・啓発に関わるイベント等の継続的な開催が必要です。

8. 改定の方角性

●改定における視点

- ① 緑と水の資源を保全するとともに、交流人口※の増加に寄与するよう積極的に活用を図る計画とします。
- ② 農地を市街地の貴重な緑として積極的に保全・活用を図る計画とします。
- ③ 樹林地の保全・活用による生物多様性の確保や資源循環による地球温暖化緩和に資する計画とします。
- ④ 公園緑地だけでなく、多様な緑の創出と水辺空間の整備を図る計画とします。
- ⑤ 河川や用水も含めた緑と水のネットワークの形成を図る計画とします。
- ⑥ 緑や花による緑化の推進を図る計画とします。
- ⑦ 緑と水に関する広範な取組みにおいて、市民・市民団体・企業等との協働を深める計画とします。

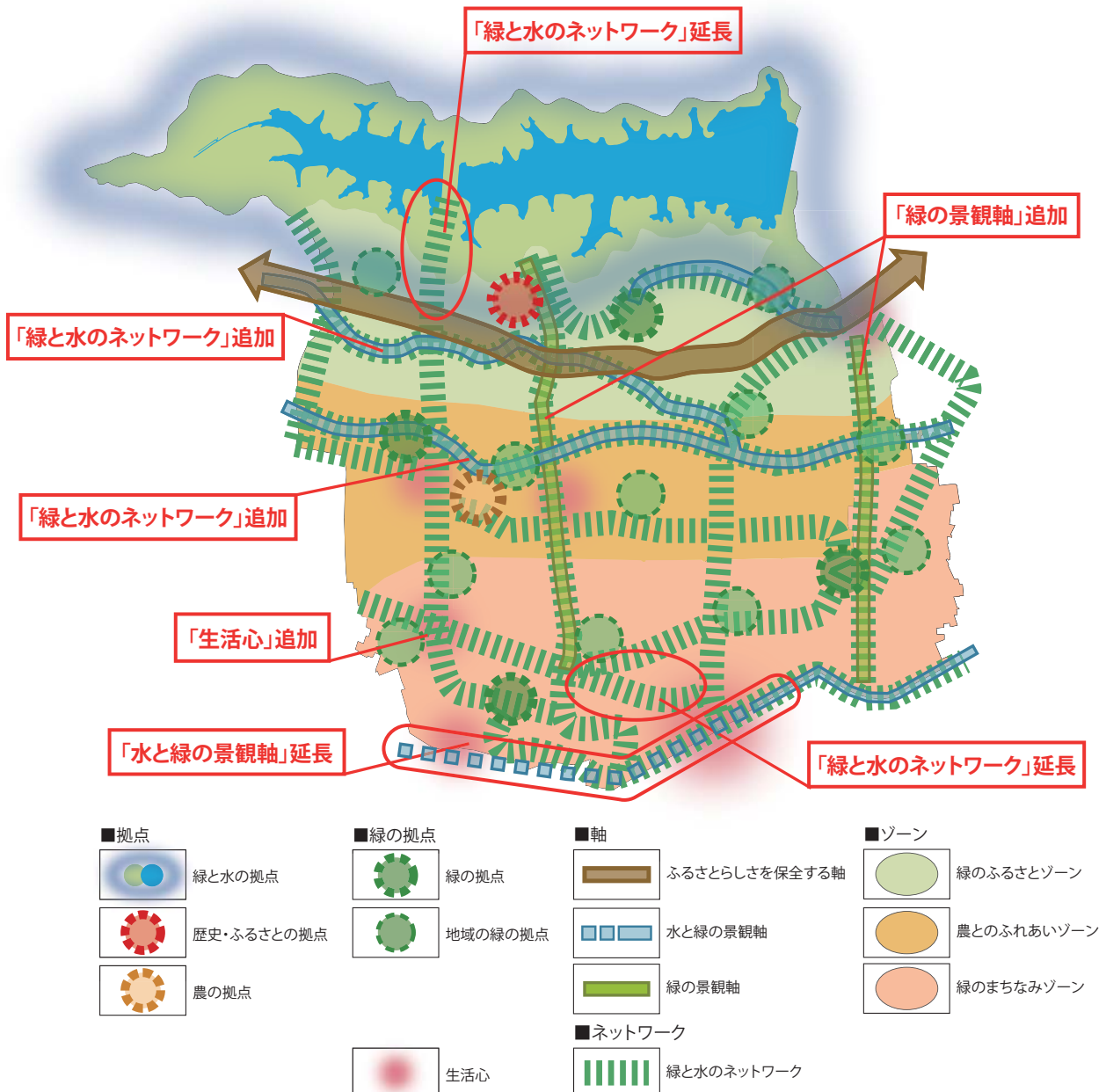
※「交流人口」とは市外から市内に何らかの目的で訪れる人口（観光客や短期滞在者）のことで「定住人口」に対する概念

緑と水の将来像

課題を踏まえ、平成11年策定の「東大和市緑の基本計画」での将来像の見直し方針を以下に示します。

見直し方針

- ・東大和市都市マスタープラン（改定）の「都市の構造と土地利用」への適合（「軸」と「生活心」の追加）
- ・緑と水のネットワークの設定（「緑のネットワーク」の見直し）
- ・幹線道路や河川の整備状況に併せたネットワークの延長



緑と水の基本方針

改定における基本方針及びテーマの見直し方針を下記に示します。

見直し方針

- 【基本方針1】（見直し）⇒緑と水の「保全（まもる）」に加え、「活用（いかす）」の視点を基本方針に追加
- 【基本方針2】（見直し）⇒「緑」に加え、「水」を含めたネットワークの形成の視点をテーマに追加
- 【基本方針3】（見直し）⇒「緑」に加え、「花」も含めた緑化の視点を追加
- 【基本方針4】（継 承）

基本方針1 ふるさとの緑と水をまもり・いかす

昔からの自然の骨格の継承

暮らしと歴史に育まれた緑の保全・継承

基本方針2 緑の拠点とネットワークをつくる

市全体と地域の特性をいかした新しい緑の構造の創出

緑と水の資源をつなぐ効果的な緑と水のネットワークの創出

基本方針3 緑と花があふれるまちをつくる

緑と花によるまちの個性と彩りの創出

基本方針4 市民・企業・行政の協働

市民・企業・行政の有機的な連携による緑の保全・活用・創出

目標量及び指標

平成11年に策定した「東大和市緑の基本計画」で設定した平成30年の公園緑地等の確保目標量の達成は難しい状況であり、緑と水の課題の整理においても「実現性等を考慮した緑の確保目標量やその他指標の設定が必要」としています。目標量及び指標の見直し方針を下記に示します。

見直し方針

- ①公園緑地等の都市施設とする緑地の確保量の考え方及び目標量の見直し
 - ・確保量を現在の「都市計画決定面積」から「供用面積」に見直すとともに、公園緑地整備の実現性や国・都が示している目標等を考慮した目標量を設定
- ②緑地の確保目標量の見直し
 - ・約20年間の減少状況や面的な緑地の創出可能性等を踏まえ、実現性や国・都が示している目標等を考慮した目標量を設定
- ③緑と水の取組みを評価する新たな指標（目標値）の設定
 - ・公園緑地の再整備、緑と水の活用、協働の推進などの取組みを評価できる指標を新設

東大和市緑の基本計画(改定)-緑と水の都市- 中間のまとめ 概要版(平成30年3月)

東大和市 都市建設部 都市計画課
環境部 環境課

〒207-8585 東大和市中央3-930 電話：042-563-2111（代表）

